

華誠の法務ニュースレター

2019年10月 第11号

華誠の動向

中国上海国際芸術祭の現場：華誠は文化芸能業界法律実務サロンを成功裏に開催
知的財産権と時代の同行 華誠は第10回中国知的財産権年次総会に参加

法律の動向

最高人民法院 中国大陸と香港の裁判所間の仲裁手続における保全協力措置が10月1日に発効

データとネットワークセキュリティ

工業・情報化部が工業用ビッグデータの発展推進へ

文化娯楽

教育アプリの整理・修復、8部門が公文書にて商業広告とゲームの挿入禁止を明示

争議解決

「大白兔」と「馬大姐」のパッケージ装飾紛争事件の最終審が結審

華誠の紹介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は250名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、先ず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの栄誉を獲得しました。

華誠律師事務所の紹介

華誠律師事務所は1995年に設立され、中国において最も早くから涉外法律サービスを提供してきた法律事務所の一つです。上海に本部を置き、北京、香港、ハルビン、蘭州、煙台、広州、シカゴ、東京などの地域にて支所又は分室を設立しております。

20年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早くISO9001国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の涉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠はChambers and Partners、The Legal 500等多数の国際的に認められた法律評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀律師事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市涉外コンサル機構Aクラス資質」、「上海市契約信用A+ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠の本部は上海に置かれ、北京及び蘭州に支社が設立されております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常のファイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許の分析・評価用として提供することができます。

連絡先

上海事務所:

上海市徐匯区長楽路 989 号世紀商貿広場 26 階

郵便番号: 200031

電話: (86-21) 5292-1111;

(86-21) 6350-0777

ファックス: (86-21)5292-1001;

(86-21) 6272-6366

E-mail: mail@watsonband.com;

mailip@watsonband.com

Web サイト: www.watsonband.com

北京事務所:

北京市東城区朝陽門北大街 8 号富華ビルD ブック 5C

郵便番号: 100027

電話: (86-10) 66256025

ファックス: (86-10) 6445-2797

E-mail: beijing@watsonband.com

mailip@watsonband.com

香港事務所:

香港中環荷李活道 32 号 建業崇基センター 2004 号室

電話: (86-21) 5292-1111*123;

(86-21) 852-3197-0091

ハルビン事務所:

ハルビン市道里区西八道街 37 号馬迪ビル 18 階 A2 室

郵便番号: 150010

電話: (86-451) 8457-3032

ファックス: (86-451) 8457-3032

甘肅事務所:

甘肅省蘭州市雁南路 279 号 208 室

郵便番号: 730000

E-mail:gansu@watsonband.com



今期の内容

華誠の動向

中国上海国際芸術祭の現場：華誠は文化芸能業界法律実務サロンを成功裏に開催	5
華誠が 2018 ～ 2019 年度中国知的財産権訴訟代理機関 / チームトップランキングにランクイン	6
知的財産権と時代の同行 華誠は第 10 回中国知的財産権年次総会に参加	6
華誠は迎花博 600 日活動大会並びに花博会の法律サービスサプライヤー授与式に出席	6

法律の動向

最高人民法院 中国大陸と香港の裁判所間の仲裁手続における保全協力措置が 10 月 1 日に発効	7
国家知識産権局が「特許出願集中審査管理弁法（試行）」を制定・発行	7
国家知識産権局が「特許審査指南」の改正を決定	7

データ保護とネットワークセキュリティ

工業・情報化部が工業用ビッグデータの発展推進へ	8
工業・情報化部が「ネットワークセキュリティー産業の発展促進に関する指導意見」について意見を募集	8

文化娯楽

教育アプリの整理・修復、8 部門が公文書にて商業広告とゲームの挿入禁止を明示	9
--	---

争議解決

「大白兔」と「馬大姐」のパッケージ装飾紛争事件の最終審が結審	10
300 万！上海初の知的財産権侵害懲罰的賠償事件の第一審が結審	10

法律声明

- ◆ 当刊行物は一般的な情況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知的産権局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。

中国上海国際芸術祭の現場：華誠は文化芸能業界法律実務サロンを成功裏に開催

10月20日午後、第21回中国上海国際芸術祭が盛大に開催された際に、華誠は第21回中国上海国際芸術祭組織委員会オフィスと協力して、インターコンチネンタル上海静安で本年度の文化芸能業界法律実務サロンを成功裏に開催した。



華誠パートナーの朱小蘇弁護士がサロンで司会を担当

華誠パートナーの朱晶晶弁護士：「影視プロジェクト法律図録」

上海華人夢想文化発展有限公司高級法務經理李穎華氏：イマージョン型劇場は知的財産権に含まれる。

上海交通大学教育發展センター元法学院サブセンター主任劉永沛教授：改編権と同一性保持権の境界——「九層妖塔」事件の評論

華誠パートナーの張黎明弁護士：文化芸能業界の商標のリスク

浦東人民法院知識産権庭庭長徐俊裁判官：カット・ミックス編集ショートビデオの合理的使用の問題についての初歩的な研究

主題討論：音楽劇の演出に係る法律問題についてのエピソード

今回のサロンは午後6時ごろに閉幕し、ゲストと参加者がサロン後に相互交流を行った。今回のサロンには90名以上の聴講者が参加し、会場は満席で盛り上がりを見せた。参加者はサロンの内容の専門性、実用性、操作性を高く評価した。



華誠が2018～2019年度中国知的財産権訴訟代理機関 / チームトップランキングにランクイン

最近、2カ月以上かかった「2018-2019年度中国知的財産権訴訟代理機関 / チームトップ10ランキング」の選評活動が終わった。華誠は長年の商標民事訴訟分野での優れた業績と、クライアントの間で蓄積された良い評判により、2018～2019年度の中国知的財産権訴訟代理機関商標民事ランキンングTOP 10にランクインした。また、華誠の黄剣国弁護士チームはチームランキングでも優秀な成績を収め、特許チームTOP 10ランキングで上位にランクインしている。

中国政府網 より



知的財産権と時代の同行 華誠は第10回中国知的財産権年次総会に参加

2019年9月2日から3日に、華誠知的財産権チームは杭州国際博覧センターにて第10回中国知的財産権年次総会に参加した。今回の年次総会は「知的財産権と時代の同行」をテーマとして、知識産権出版社有限責任会社が主催し、杭州市人民政府が開催し、全世界の5大陸40余りの国と地域から1万人を超える代表が参加した。

華誠知的財産権チームは2日間の会議期間中に各サブフォーラムとシンポジウム活動に参加し、知的財産権分野の最新の動向とホットスポットの問題を検討分析し、国内外の業界同業者との交流や討論を通じて知的財産権業務の新たな視点を開拓し、さらに総合的で全てをカバーした華誠の知的財産権サービスの品質を向上させた。

華誠は迎花博600日活動大会並びに花博会の法律サービスサプライヤー授与式に出席



2019年9月29日、迎花博600日活動大会が崇明會議センター2階の報告庁で盛大に開催された。市、区の各級の指導者が今回の活動に出席し、大会において今回の花博会の具体的な進捗状況を詳しく紹介した。

華誠は市政府の公開入札を通じて、複数の段階にわたる選別答弁を経て、幸運にも今回の花博覧会の法律サービスの主なサプライヤーとなった。大会では、孔風霆弁護士が華誠律師事務所を代表して、花博会法律サービスサプライヤー授与式に参加し、花博会準備グループから授与されたサービス事業者証明書を受け取った。

華誠の専門の弁護士チームは効率が高く良質で総合的な法律サービスを花博会に提供できる自信も能力もあり、2021年第10回花博会と上海市の発展、建党100周年の記念に、華誠の力を發揮して社会責任を果たす貢献を行った。

最高人民法院 中国大陸と香港の裁判所間の仲裁手続における保全協力措置が10月1日に発効

「措置」の全体的な構想では、保全の面で香港の仲裁手続には大陸の仲裁手続と同様に対処し、香港の仲裁手続の当事者が大陸の人民法院に保全を申請することを許可し、同時に大陸の仲裁手続の当事者も香港特区の裁判所に強制令やその他の臨時措置を申請することができる。当該「措置」は、保全の範囲、香港の仲裁手続の定義、保全申請手続、保全申請の処理などについて全面的に規定している。このうち、「措置」第6条では、香港特区の裁判所に仲裁手続を申請することができる中国大陸の仲裁手続を、仲裁地が大陸であるか否かに関わらず、大陸の仲裁機関が管理する仲裁手続と定義している。大陸の仲裁機関が管理する調停手続の当事者が香港特区の裁判所に申請した調停保全協力には、進行中の仲裁手続における保全も、仲裁申請を受理する前の保全も含まれている。

最高人民法院 より

国家知識産権局が「特許出願集中審査管理弁法（試行）」を制定・発行

国家知識産権局はこのほど、「特許出願集中審査管理弁法（試行）」（以下、「弁法」という）を発行し、公布日から施行された。

「弁法」では、集中審査を請求する特許出願は、「国家重点競争優位産業に係り、または国家の利益、公共の利益に重大な意義を持つ」などの4つの条件を満たさなければならないと規定している。「弁法」では、集中審査を請求した出願人は、国家知識産権局専利局審査業務管理部に集中審査請求書類を提出する必要があり、書類には集中審査を請求する具体的な理由、出願する特許のリスト、及び各特許出願と特許出願の組合せの対応関係、全ての特許出願人の署名又は捺印、及び連絡者と連絡先を詳しく説明しなければならないことを明確にしている。また「弁法」では、審査業務管理部は集中審査作業の統括と協調を担っており、「出願人のニーズ、ケースソースの審査順序と所属する技術分野の審査能力などの要素を総合的に考慮し、集中審査の開始時期は通常、実体審査が発効してから3ヶ月後に行われ、ケースソースシステムにおいて集中審査案件にマークする」などを含むことにも言及している。

国家知識産権局 より

国家知識産権局が「特許審査指南」の改正を決定

最近、国家知識産権局は「『特許審査指南』の改正についての公告」（以下、「公告」という）を発行し、2019年11月1日から施行された。

「公告」は「特許審査指南」の23箇所の修正を行い、例えば、第二部分第四章第3.2.1.1節第(2)号第1段落第2文中の「それからこの区別される特徴で達成できる技術的效果に基づき、発明で実際に解決する技術的問題を確定する」を「それからこの区別される特徴は保護を求める発明で達成できる技術的效果に基づき、発明で実際に解決する技術的問題を確定する」に修正し、第五部分第二章第7節第1段落の「送金当日にファックス又は電子メール等の方式によって補完することができる。補完により費用納付情報が完備された場合、送金日を納付日とする。」を「送金当日に専利局にて規定した方式や要件で補完しなければならない。」に修正し、第2段落の内容も削除した。また、第五部分第七章標題「期限、権利の回復、中止」を「期限、権利の回復、中止、審査の順序」に修正したなどである。

国家知識産権局 より

データとネットワークセキュリティ

工業・情報化部が工業用ビッグデータの発展推進へ

先ごろ、工業・情報化部は「工業用ビッグデータ発展指導意見（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を作成し、社会に向けて公開で意見を求めた。意見のフィードバックは既に締切りとなっている。

「意見募集稿」では、2025年までに中国の工業用ビッグデータの資源、融合、産業及びガバナンス体系を基本的に構築し、データの集積・共有、データ技術製品、データの融合・応用からデータガバナンスまでの閉ループの発展の枠組みを形成し、工業用ビッグデータの価値の潜在力が大幅にかき立てられ、工業のハイクオリーな発展をサポートする重要な要素と革新のエンジンとなることに言及している。「意見募集稿」では、資源、融合、産業及びガバナンスの4つの体系をめぐって、9つの重点タスクと3つの推進プロジェクトを提案しており、工業用ビッグデータの相互伝送の促進、5G、NB-IoTなどの技術の工業シーンへの応用の促進、IPv6の規模構想を推進し、工業企業内外のネットワークを改造、アップグレードすることを明確にしている。また、「意見募集稿」では5つの保障措置を打ち出しており、統合推進メカニズムの整備、財政・税務・金融のバックアップ強化なども含まれている。

工業・情報化部 より

工業・情報化部が「ネットワークセキュリティー産業の発展促進に関する指導意見」について意見を募集

先ごろ、工業・情報化部は「ネットワークセキュリティー産業の発展促進に関する指導意見（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を起草し、社会に向けて公開で意見を求めた。意見のフィードバックは既に締切りとなっている。

「意見募集稿」では、発展目標を「年間売上高が20億を超える一定数のネットワークセキュリティ企業を2025年までに育成し、国際競争力があるいくつかのネットワークセキュリティ中核企業を形成し、ネットワークセキュリティ産業の規模が2000億を超える」としていることを明確にしている。そのため、「意見募集稿」では、ネットワークセキュリティの鍵となる技術の進展に力を入れ、積極的にネットワークセキュリティのサービスモデルを革新し、力を合わせてネットワークセキュリティ産業の生態を構築し、ネットワークセキュリティ技術の活用の推進を強力に推し広め、かつサイバーセキュリティインフラの構築を加速するなど5つの主要課題に言及している。そのうち、「意見募集稿」では、ネットワークセキュリティは専門性が強く、技術の進化が速く、応用の難度が高いという特徴に対して、「安全すなわちサービス」の理念を提唱し、ネットワークセキュリティ企業が安全な製品の提供から安全なサービスとソリューションの提供に転換するよう奨励すると規定している。



工業・情報化部 より

教育アプリの整理・修復、8 部門が公文書にて商業広告とゲームの挿入禁止を明示

先ごろ、教育部など 8 部門が共同で「教育モバイルインターネットアプリの秩序ある健全な発展の規範化への誘導に関する意見」（以下、「意見」という）を公布した。

「意見」によると、教育モバイルアプリの混乱状況を全面的に管理し、監督の弱点を補い、全ライフサイクルの管理を規範化し、開発供給の品質を向上させ、優良に発展した生態を構築し、教育モバイルアプリの秩序ある健全な発展を促進する。2020 年末には健全な教育モバイルアプリの管理制度、規範と標準を打ち立て、常態化した監督管理メカニズムを形成し、初歩的に科学的で効率的な管理システムを構築する。そのため、「意見」では、「登録制度の確立」、「内容構築の強化」、「データ管理の規範化」、「サイバーセキュリティの保障」などの具体的な措置を確立している。そのうち、「意見」では、教育行政部門と学校は教育モバイルアプリの学校への導入管理を規範化すべきであり、教育、管理ツールとして統一的使用する教育モバイルアプリには、学生と保護者からいかなる費用も徴収してはならず、商業広告とゲームを挿入してはならないことを強調している

教育部 より



争議解決

「大白兔」と「馬大姐」のパッケージ装飾紛争事件の最終審が結審

北京知識産権法院はこのほど、北京康貝爾食品有限責任公司（以下、「康貝爾社」という）と河北燕源食品有限公司（以下、「燕源社」という）が上海冠生園食品有限公司（以下、「冠生園社」という）の有名商品特有のパッケージ、装飾を無断で使用したとして同社が両社を訴えたパッケージ装飾紛争事件について最終審の判決を下し、両被告は直ちに係争「馬大姐ブランド」の話梅糖商品への冠生園社の「大白兔一天山ブランド」又は「天山ブランド」のクリーム話梅糖商品と近似した装飾の使用を停止し、かつ冠生園社の経済的損失と合理的な支出の合計 52.5 万円を賠償することを命ずる判決を下した。

IPRdaily より

300 万! 上海初の知的財産権侵害懲罰的賠償事件の第一審が結審

相手方が製造、販売している同型のフィットネス機器が自身の登録商標を侵害していると考えたことから、ある外国企業が中国にて国内の某運動器具有限公司を裁判所に提訴し、相手方に侵害行為の停止を求めたほか、弁護士費用、公証費用などを含む 300 万円の経済的損失に対する賠償を請求した。

2019 年 9 月 6 日午後、上海市浦東新区人民法院（以下、「上海浦東法院」という）は本件を公開して判決を言い渡し、被告が権利侵害によって獲得した利益は 100 万円を超えており、かつ被告の商標権侵害行為は「商標法」の懲罰的賠償の適用要件に該当すると認定し、原告の訴訟上の請求を全額支持する判決を下した。

本件は上海初の知的財産権侵害処罰的賠償事件である。上海浦東法院の判決は新たな「商標法」施行後の懲罰的賠償制度について、適用条件の審査、賠償基準額の確定などの面で積極的な探求を行っており、同類事件の審理にとって重要な参考価値がある。

IPRdaily より

